

大分県報

平成二十九年
第二八五八号
二月二十四日

（金曜日）

目次

告示

- 一 特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）……………一
- 二 付保義務の発生（十四件）……………二
- 三 道路区域の変更……………三
- 三 道路の供用開始……………三
- 四 港湾計画の変更の概要（二件）……………四
- 五 放置車両の確認等に関する事務の委託……………五

○告示

- 大分県告示第百十二号
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
- 平成二十九年二月二十四日
- 一 変更申請のあった年月日 大分県知事 広 瀬 勝 貞
平成二十九年二月七日
 - 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 響
 - 三 代表者の氏名 阿 南 和 久
 - 四 主たる事務所の所在地 大分市豊町一丁目三番三十号

五 定款に記載された目的
この法人は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもった助け合い、居宅サービス・居宅介護支援事業、及び訪問介護員養成研修事業を行ない、すべての人々が健康で明るく暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容
事業に関する事項の変更

大分県告示第百十三号

- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
- 平成二十九年二月二十四日
- 一 変更申請のあった年月日 大分県知事 広 瀬 勝 貞
平成二十九年二月七日
 - 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 絆
 - 三 代表者の氏名 森 一 喜
 - 四 主たる事務所の所在地 大分市
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や青少年、児童に対して、福祉・保健の推進並びに生涯教育の向上に関する事業と、食同源の見地から農水産振興による地産地消運動の推進事業を行い、住民福祉の充実に寄与することを目的とする。
 - 六 定款変更の内容
事業に関する事項の変更

大分県告示第百十四号

姫島加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百十五号

国見町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百十六号

国東町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百十七号

武蔵町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百十八号

奈狩江加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百十九号

白杵加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十号

保戸島加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十一号

上浦町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十二号

西上浦加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十三号

鶴見加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十四号

中浦加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十五号

大島加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十六号

下入津加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十七号

蒲江町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の

平成二十九年二月二十四日

区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
------------	-----	---------	-------	-----

県道日之影 字目線	佐伯市宇目大字木浦内字角ヶ渕一四七番二から 佐伯市宇目大字木浦内字角ヶ渕一四七番一二まで	前	九・八 四・三	メートル 一三四・〇
		後	二四・一 六・五	一三四・〇

県道大入島 南循環線	佐伯市大字守後浦字居浦八一九番 四地先から 佐伯市大字守後浦字居浦八一九番八まで	前	八・四 五・一	六三・〇
		後	九・五 七・一	六三・〇

大分県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
------------	--------	---------

県道日之影字目線	佐伯市宇目大字木浦内字角ヶ渕一四七番二から 佐伯市宇目大字木浦内字角ヶ渕一四七番一二まで	供用開始年月日
----------	---	---------

大分県報（告示）

	<p>佐伯市上浦大字最勝海浦字小田ノ奥二三四番七地先から 佐伯市上浦大字最勝海浦字小田ノ奥二三四番一九地先まで</p>	<p>平二九・二・二四</p>
<p>県道大入島南循環線</p>	<p>佐伯市大字守後浦字居浦八一九番四地先から 佐伯市大字守後浦字居浦八一九番八まで</p>	
~~~~~		
<p>大分県告示第百三十号 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、次のとおり白杵港湾計画の変更の概要を告示する。 平成二十九年二月二十四日</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	
<p>一 港湾計画の変更の概要 白杵港湾計画について、フェリーの大型化に対応するため、変更した事項は、次のとおりである。</p>	<p>1 フェリー埠頭計画</p>	
<p>地区名</p>	<p>内 容</p>	
<p>下り松</p>	<p>水深 五・五メートル 岸壁 二バース 延長三三〇メートル 埠頭用地 三ha（旅客施設用地） 「既設の変更計画」</p>	
<p>2 水域施設計画</p>	<p>内 容</p>	
<p>地区名</p>	<p>航路 下り松航路 水深 五・五メートル 幅員 一三〇メートル 〔既定の変更計画〕 泊地 水深 五・五メートル 面積二ha〔既定の変更計画〕 航路・泊地 水深五・五メートル 面積九ha〔既定の変更計画〕</p>	
<p>3 港湾環境整備施設計画</p>		
<p>地区名</p>	<p>内 容</p>	
<p>下り松</p>	<p>緑地 五ha（うち三ha工事中） 〔既定の変更計画〕</p>	
<p>4 土地造成計画</p>	<p>面積（ヘクタール）</p>	<p>用 途</p>
<p>下り松</p>	<p>〔変更計画〕 (三) 三 (一) 一 (五) 五 (八) 八</p>	<p>埠頭用地 交通機能用地 緑地 合計</p>
<p>5 土地利用計画</p>	<p>注1 ○内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画の内数である。 注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。 注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。</p>	<p>面積（ヘクタール） 九 二 三 五 一九</p> <p>埠頭用地 港湾関連用地 交通機能用地 緑地 合計</p> <p>用 途</p>
<p>地区名</p>	<p>〔変更計画〕 (九) 九 (二) 二 (二) 三 (五) 五 (一八) 一九</p>	<p>埠頭用地 港湾関連用地 交通機能用地 緑地 合計</p> <p>用 途</p>
<p>下り松</p>	<p>〔変更計画〕 (九) 九 (二) 二 (二) 三 (五) 五 (一八) 一九</p>	<p>埠頭用地 港湾関連用地 交通機能用地 緑地 合計</p> <p>用 途</p>
<p>注1 ○内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。 注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。 注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。</p>	<p>二 港湾計画の縦覧の場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部港湾課</p>	<p>~~~~~</p>

大分県告示第百三十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、次のとおり津久見港港湾計画の変更の概要を告示する。

平成二十九年二月二十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 港湾計画の変更の概要

津久見港港湾計画について、利用者の要請と社会情勢の変化に対応するため、変更した事項は、次のとおりである。

1 小型船だまり計画

地区名

内

容

堅浦 防波堤 「既定計画の削除」

泊地 水深二メートル 面積一ha 「新規計画」

物揚場 水深二メートル 延長一五九メートル 「既定の変更計画」

船揚場 延長二〇メートル 「既定の変更計画」

埠頭用地 一ha 「既定の変更計画」

2 臨港交通施設計画

地区名

内

容

堅浦 道路 臨港道路堅徳線

起点 県道大泊浜徳浦線

終点 県道大泊浜徳浦線

二車線 「既定の変更計画」

3 港湾環境整備施設計画

地区名

内

容

堅浦 緑地 一ha（工事中） 「既定の変更計画」

4 土地造成計画

地区名

面積（ヘクタール）

用途

堅浦

(一) 埠頭用地

(〇) 都市機能用地

(一) 交通機能用地

(一)

一

合計

注1 〇内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に

密接に関連する土地造成計画の内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

5 土地利用計画

地区名

面積（ヘクタール）

用途

堅浦

(三)

三

埠頭用地

(〇)

一

都市機能用地

(一)

一

緑地

(一)

一

交通機能用地

(五)

五

合計

注1 〇内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

二 港湾計画の縦覧の場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県土木建築部港湾課

○公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、放置車両の確認等に関する事務を次のとおり委託した。

平成29年2月24日

大分県大分中央警察署長 穴井 克宣

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社コープ大分支社

(2) 主たる事務所の所在地

平成二十九年二月二十四日

大分県報（告示・公告）

大分市高松一丁目2番27号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

大分県大分中央警察署の管轄区域

(2) 期間

平成29年3月1日から平成32年2月28日まで